（表）

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　　杉並区長　宛申請者　住所　　　　　　　　　　　　　　　　（建築主等）　　　　　　　　　　　　　　　　印電話　　　（　　　）　　　　　　　　代理人　住所　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　（　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail　　　　　　　　　　　 　　　　担当者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　狭あい道路拡幅整備事前協議書杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則第６条の規定により、杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例第３条（第１項・第２項）の事前協議を申請します。　　　　　　　　　　 |
| 以下の協議内容については、申請者及び土地所有者全員の承諾を得た上で申請してください。相違ない場合は、以下の**□**にチェックを入れてください。**□**本協議内容については、申請者及び申請地の土地所有者全員の承諾を得ています。 |
| 添　付　書　類 | １　案内図（２部）　２　現況平面図（縮尺１：１００）(２部)３　登記事項証明書（土地）及び公図の写し（各１部） |
| 協議に係る土地(申請地)の所在地 | （地　　番）　杉並区　　　　　丁目　　　　　番（住居表示）　杉並区　　　　　丁目　　　　　番　　　　号 |
| 申請地の土地所有者 | 住 所　　　氏 名電 話 |

（裏）

|  |
| --- |
| 以下の該当する□にチェックを入れてください。 |
| 前面道路の種別 | □　２項道路□　その他（　　　　　　　　） | □　特別区道・区有通路□　私道□　その他（　　　　　　　　　　　　） |
| 協議事項 | 中心線・後退用地 | 別添現況平面図のとおり・確認申請等及び建築計画概要書の配置図には、現況平面図のとおり現況道路幅員や後退寸法を記入します。・後退用地には、通行の支障となるものを設置しません。 |
| 整備方法 | □　区整備を希望（以下(1)～(4)について承諾します。）(1)後退用地内にある支障物（工作物、埋設物、土地境界標示物等）は、区の整備工事前に申請者側で撤去します。(2)舗装及びL形側溝移設等の工事は、既存の道路と同等の施工内容となることに同意します。(3)拡幅整備に伴う電柱の後退移設は、設置者との協議に応じます。(4)私道の場合、拡幅整備後の後退用地等は、所有者が管理します。□　自主整備（別添自主整備計画書のとおり） |
| 隅切り用地(東京都建築安全条例） | □　あり（　　　か所）　＊区道と区道の隅切りについて以下にチェックしてください。**□**隅切り用地を建築敷地面積に算入する。（自己管理）**□**隅切り用地を建築敷地面積に算入しない。（道路区域に編入し区管理）□　なし |
| 特記事項 |  |